

# 各種補助金について

# 運営補助金 「要配慮児対応補助費」①

## 01 令和8年度の変更内容

### 【加配上限の拡充】

・対象こども5人以上で1人分の補助のみだったものを、対象こども10人以上の場合、加配上限2人分までの補助に拡充（加配職員1人月額213,000円）

### 【要件等の見直し】

- ① 対象こどもを明確化するため、要件を整理
- ② 補助金申請時、要件⑧に該当するこどもの具体的な状況を記述形式で報告
- ③ 実績報告時、対象こどもへの個別支援及び園全体での取組の内容を報告
- ④ 要配慮児の名簿を幼保支援課と共有
- ⑤ 幼保支援課が主催する要配慮児等に関する研修の毎年度受講

# 運営補助金 「要配慮児対応補助費」②

## 02 要件の整理について

拡充に当たり、よりきめ細やかな対応や効果検証を実施するため、現行の4種類の要件を8種類に変更

現行		変更後		
①	乳幼児健診で発達面でのフォローを受けていることも	①	乳幼児健診で発達面でのフォローを受けていることも	
②	児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所を利用していることも	②	医療機関や相談機関等で発達相談を受け、継続的なフォローを受けていることも	追加
③	慢性的な疾患等を有しており、定期的に病院に通院していることも	③	児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所を利用していることも	
④	その他、①～③に類する児童であると施設長が認めることも	④	慢性的な疾患等を有しており、定期的に病院に通院していることも	
		⑤	外国人世帯であり、かつ、児童又は保護者との意思疎通に支障があり、集団保育の実施にあたり特別な配慮が必要であることも	追加
		⑥	ひとり親世帯又は生活保護世帯であり、かつ、児童の日常生活における基本的な習慣等のかん養等につき、特別な配慮が必要とされる家庭のことも	追加
		⑦	児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童又は法第6条の3第5項に規定する要支援児童に該当し、児童又は保護者に対して特別な配慮が必要な家庭のことも（※被虐待児、DV、障害を有する保護者の子どもなど）	追加
		⑧	上記①から⑦までに該当しないこともであり、集団保育を実施するなかで、知的発達や言語・社会性、情緒面の発達において、日常的に特別な配慮が必要で、今後の支援について保護者との丁寧な情報共有と関係機関との連携が必要と施設長が認めることも	追加

# 運営補助金 「要配慮児対応補助費」③

## 03 要件⑧について

現行の要件④「その他、①～③に類する児童であると施設長が認めることも」について、  
対象をより明確化するため、確認基準を設定（要件⑧）

### 【要件⑧】(変更後)

### 【要件④】(現行)

現行	
④	その他、①～③に類する児童であると施設長が認めることも



変更後	
⑧	上記①から⑦までに該当しないこどもであり、集団保育を実施するなかで、知的発達や言語・社会性、情緒面の発達において、日常的に特別な配慮が必要で、今後の支援について保護者との丁寧な情報共有と関係機関との連携が必要と施設長が認めることも



2歳児以上のこどもであり、かつ、日常的に下記の状態が2つ以上あてはまり、その期間が6か月以上持続しているこども

- 言葉での指示だけでは理解しにくい
- 集団活動に興味を示さない
- 偏食や感覚の過敏さ、興味の偏りが激しい
- 衝動性が高く常に動き回っており、危険認知が弱い
- 他児とのトラブルが多く、治まるのに時間を要する
- 情緒が不安定で、気持ちの切替に時間を要する

# 運営補助金 「調理員充実補助費」

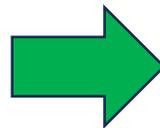
## 01 令和8年度の変更内容

- ・「基本分」と「加算分(アレルギー対応除去食等提供する場合)」に分かれていた補助単価を1つへ統合し、補助単価を拡充

### 【現 行】

項目	月額補助単価 (円)
基本分	165,000
加算分	10,000
計	<b>175,000</b>

※年額 2,100,000円



### 【変更後】

項目	月額補助単価 (円)
基本分	<b>197,820</b>

※年額 2,373,840円

※アレルギー対応が必要なこどもがいる場合に  
除去食の提供等の対応を行うことを要件化

# 運営補助金 「保育補助者雇上費」①

## 01 令和8年度の変更内容

- ・国庫補助制度の変更に伴い、保育補助者の経験年数に応じた補助単価が変動

### 【現行】

2・3号認定こどもの利用定員ごとの保育補助者の数を上限として、1人あたり年間2,328,000円を補助

### 【変更後】

2・3号認定こどもの利用定員ごとの保育補助者の数を上限として、**経験年数別の1人あたり年間補助単価**を補助

経験年数	年間補助単価（円）
3年未満	1,953,000
3年以上7年未満	2,441,000
7年以上	3,255,000

※2・3号認定こどもの利用定員数が120人以下の場合は1人、121人以上の場合は2人が上限（変更なし）

# 運営補助金 「保育補助者雇上費」②

## 02 「経験年数」に関する補足（1）

項目	説明
平均経験年数の算定方法 （※非常勤も同様）	補助対象経費に計上する保育補助者の従事年月数を合算した総年月数を上記保育補助者の人数で除して得た年数とする。なお、6か月以上の端数は1年、6か月未満の端数は切り捨てとします。
他の施設での従事期間も含まれるか。	含まれます。複数の保育所等に勤務した場合、 <u>保育補助者として従事した合計の年数</u> となります。ただし、保育支援者やスポット支援員として補助金を申請して勤務した年数を含めることはできません。
保育士を保育補助者として雇い上げる場合、保育士としての経験年数も含めて算定可能か。	保育士としての経験年数を含めて算定して差し支えありません。

# 運営補助金 「保育補助者雇上費」②

## 02 「経験年数」に関する補足（2）

項目	説明
平均経験年数を算定する基準日	<p>保育補助者を複数配置している施設における平均経験年数については、<b>4月1日を基準</b>とします。</p> <p>4月1日時点において補助対象経費に計上する保育補助者のいない施設において、<b>4月1日以後に新たに補助対象経費に計上する保育補助者を雇い上げた場合、最初に雇い上げた日を基準</b>とします。（※4月1日以後に開所した施設においては、開所日を基準）。</p> <p>なお、<u>基準日以後に、新たに保育補助者を雇い上げるなどにより平均経験年数に変化が生じた場合であっても、当該年度においては当初に設定した補助基準額から変更しないこととします。</u></p>

**一時預かり事業補助金について**

# 一時預かり事業について

## 【一般型】 補助基準額の変更

区分	堺市基準（改定前）	堺市基準（改定後）
25人未満	8,900円/人	9,500円/人
25人以上50人未満	1,899,000円	1,473,000円
50人以上100人未満		1,973,000円
100人以上200人未満	2,751,000円	2,444,000円
200人以上300人未満		2,945,000円
300人以上900人未満	3,051,000円	3,240,000円
900人以上1500人未満	3,267,000円	3,470,000円
1500人以上2,100人未満	4,719,000円	5,012,000円

## 【幼稚園型】 補助単価の変更

平日（月曜日～金曜日）単価	改定前	改定後
年間延べ利用者(休日利用者・在籍園児以外の者を除く。)2,000人超の場合	400円	<b>440円</b>
年間延べ利用者(休日利用者・在籍園児以外の者を除く。)2,000人以下の場合	(1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円/回 (10円未満切り捨て)	
長期休業日単価		
長期休業日（8時間未満の開所）	400円	<b>440円</b>
長期休業日（8時間以上の開所）	800円	<b>880円</b>
休日（土曜日、日曜日、祝日等）単価	800円	

国基準の  
変更に伴い、  
堺市基準が  
変更になります。

# 専任保育士の取り扱いと配置ファイルについて

	専任保育士人数	
	改定前	改定後
一般型 (年間利用児童数 100人未満)	1人	0.7人
一般型 (年間利用児童数 100人以上)	1人	1人
幼稚園型	1人	1人

## (1)職員配置ファイルの入力について

年間利用児童数に応じて必要人数が変わります。

※当初の配置ファイル提出時に年間利用児童数の見込を入力いただきます。

※一時預かり事業の利用児童数実績によっては、必要職員配置人数が変更になる場合があります。

資格	月平均の勤務時間	常勤換算後	その他	
			保育士 (1)	幼稚園型 (一時預かり事業)
資格2			一時預かり事業 (一般型)	一時預かり事業 (幼稚園型)
兼務の分類			☆	★
必要人数			0.7	1
月必要時間数			117.6	168
月必要時間数との差			117.6	168

# 宿舎借り上げ事業補助金 について

# 宿舎借り上げ支援事業について

## 01 令和8年度の見直し内容

### 【補助上限額】

- ・令和8年度から新規で対象となる者について、補助上限額を見直し予定

	令和元年度から引き続きこの事業を活用し、同じ宿舎に入居している場合	令和2年度から令和7年度までに事業を活用し、同じ宿舎に入居している場合	令和8年度から新たに事業を開始した場合
堺市補助基準額	82,000円	55,000円	<b>58,000円</b>
堺市補助上限額(3/4)	61,500円	41,200円	<b>43,500円</b>

- 【例】 ①令和7年度に申請し令和8年度に継続申請 ⇒ 補助上限額41,200円  
②令和8年度に初めて申請 ⇒ 補助上限額43,500円

【対象者】 令和7年度から変わらず、採用された日から起算して5年以内の常勤保育士となる予定です。

NO.	問	答
1	別の保育所等で補助を受けて退職し、再就職した職員が再度補助を受けることができるのか。	<p>令和7年度以降は、他市であっても、1度補助を受けて退職をした職員は、再び補助を受けることはできません。</p> <p>例：令和7年9月までA保育所（市内外共に）で宿舎を利用し退職 ⇒ ×          令和6年3月までB保育所（他市）で宿舎を利用し退職 ⇒ ○          令和6年3月までC保育所（堺市）で宿舎を利用し退職 ⇒ ×</p> <p>ただし、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、補助対象となる場合があります。該当する可能性がある場合は幼保政策課までご相談ください。</p>
2	採用日はいつからを指すのか。	<p>常勤非常勤を問わず、保育士等として採用された日を指します。</p> <p>無資格で採用され、後に資格を取得して勤務した場合は、<b>保育士の資格を取得後</b>に勤務を開始した日を「保育士等として採用された日」とします。</p>
3	4月1日採用の職員の宿舎について、採用前から賃貸契約を結び、前年度から家賃が発生した場合、礼金は補助対象になるか。	<p>2月や3月から、家賃が発生している場合は、前年度に発生した経費として考えられるため、補助対象とすることができません。</p> <p>礼金を補助対象とするには、家賃発生当初月が4月以降となる必要があります。</p>
4	補助金を継続で申請する場合、居住確認書類（住民票や光熱費の請求書など）の日付が申請日より後になるが提出してもよいか。	<p>交付申請の添付書類であることから、交付申請日<b>以前</b>の日付である必要があります。当該年度の4月1日以降から交付申請日（例年10月を予定）までに、事前にご準備ください。</p> <p>※新規申請や宿舎を転居した方は、住民票の写しを必ずご提出ください。</p>
5	変更交付申請はどのような場合に必要になるのか。	<p>基本的には、以下の場合が考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助金額が変わる場合</li> <li>2. 補助対象者が増える場合</li> <li>3. 補助対象宿舎から転居後も補助を受けたい場合</li> </ol> <p>その他、申請時から変更点がある場合は、ご連絡ください。</p>

採用年度と、堺市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金を最初に申請した年度により、補助対象となる期間が異なります。

この表は、採用年度（4月1日に採用した場合）と補助金を最初に申請した年度からの補助対象期間の最終年度をお示しした表となります。

年度途中で採用した場合は、下記の表の年度にプラス1年した、採用月の前月までが補助対象期間となります。

現行通りならば、令和8年度申請の方の補助年数は5年となる予定です。

採用年度 申請年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平成29年度	対象外	対象外	令和8年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成30年度	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	-	-	-	-	-	-	-	-
平成31年度 令和元年度	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-	-	-	-
令和3年度	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-	-	-
令和4年度	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-	-
令和5年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-	-
令和6年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-	-
令和7年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	-
令和8年度	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

補助対象は  
今年度で終わりです！

# よくあるご質問等 周知事項

# 運営補助金 事業収支決算書について

様式第10号

令和7年度 事業収支決算書

法人名 社会福祉  
施設名 さかいこども

収入		支出		
補助金 対象職種	科目	金額	科目	
保育教諭等 充実補助費	保育教諭等配置改善費	2,932,000	対象職員名(人件費) 対象事業名(事業費)	
	職員充実 補助費	保育教諭等 充実補助費	2,436,000	A 4,000,000
		要配慮児 対応補助費	2,556,000	B 3,900,000
		朝夕担当 補助費		C 3,000,000
			D 1,200,000	
			E 1,200,000	
			F 1,000,000	
			G 1,300,000	

任意項目										
運営補助金										
保育教諭 (要配慮児対応補助費は その他職種含む)					無資格	調理員	看護師	事務職員		
保育教諭等 充実補助費	要配慮児 対応補助費	朝夕 担当保育教諭 等補助費	障害児 保育対策 費(1号)	障害児 保育対策 費(2・3号)	保育 支援者補助 費	ス ポ ッ ト 支 援 員 補 助 費	保 育 補 助 者 雇 上	調 理 員 充 実 補 助 費	看 護 師 等 雇 用 費	認 定 こ も の 人 的 加 算 補 助 費
☆	△		△							
1	1	0.3	0	1	-					
168	168	50.4	0	168	-					
0	0	-9.6	0	0	-					
168										
	168									
		60		168						

必須項目				
公定価格				
基本分				
施設長	保育教諭等			調理員
施設長	配置基準	主幹 教諭代 替職員 (1号)	主幹 教諭代 替職員 (2・3号)	保 育 標 準 時 間 対 応 保 育 教 諭
●	◎◆			◇
1	0	0	1	1
168	0	0	168	168
168	-456	0	168	168
	168			
	168			
	120			

**【支出 対象職員名 (人件費)】に入力する内容**  
 基本的には、**職員配置確認ファイルの「運営補助金」の補助項目に充当されている方**を入力してください。  
 ただし、「配置基準」に充当されている方でも問題ありません。(「保育教諭等配置改善費」分の配置が含まれているため。)

# 人事計画の策定について（※幼保連携型認定こども園のみ）

- ・幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の免許・資格のみで保育教諭等となることのできる特例期限は、令和11年度末までとなっています。
- ・計画的にもう一方の免許・資格を取得することを促進するため、各施設等の事業計画や人材確保・育成計画等において、当該保育教諭等が特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取組の実施が必要です。
- ・**堺市への提出は不要ですが、監査において策定状況を確認**します。

令和 年 月 日

令和 年度 幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得を計画的に行うための人事計画

法人名  
施設名

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
免許・資格の保有状況	
取得予定の免許・資格	
免許・資格を取得させる時期	令和 年 月 頃  ※主幹教諭・指導保育教諭となることのできる特例の延長は令和9年3月末までです。主幹教諭・指導保育教諭として勤務を想定する職員は、特例の期日を踏まえて時期を設定してください。なお、副園長又は教頭が、幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで園児の教育及び保育に直接従事する職員として配置基準上算定できることのできる特例も主幹・指導教諭と同様、延長は令和9年3月末までですので、該当する職員は、特例の期日を踏まえて時期を設定してください。
免許・資格を取得させる方法	
免許・資格取得期間中の施設運営上の影響を踏まえた職員配置計画	
免許・資格取得期間中の代替職員の採用計画 ※任意書式の計画書作成も可	

様式は自由ですが、参考様式を令和7年7月1日にメールにて送付していますので、ご参照ください。